



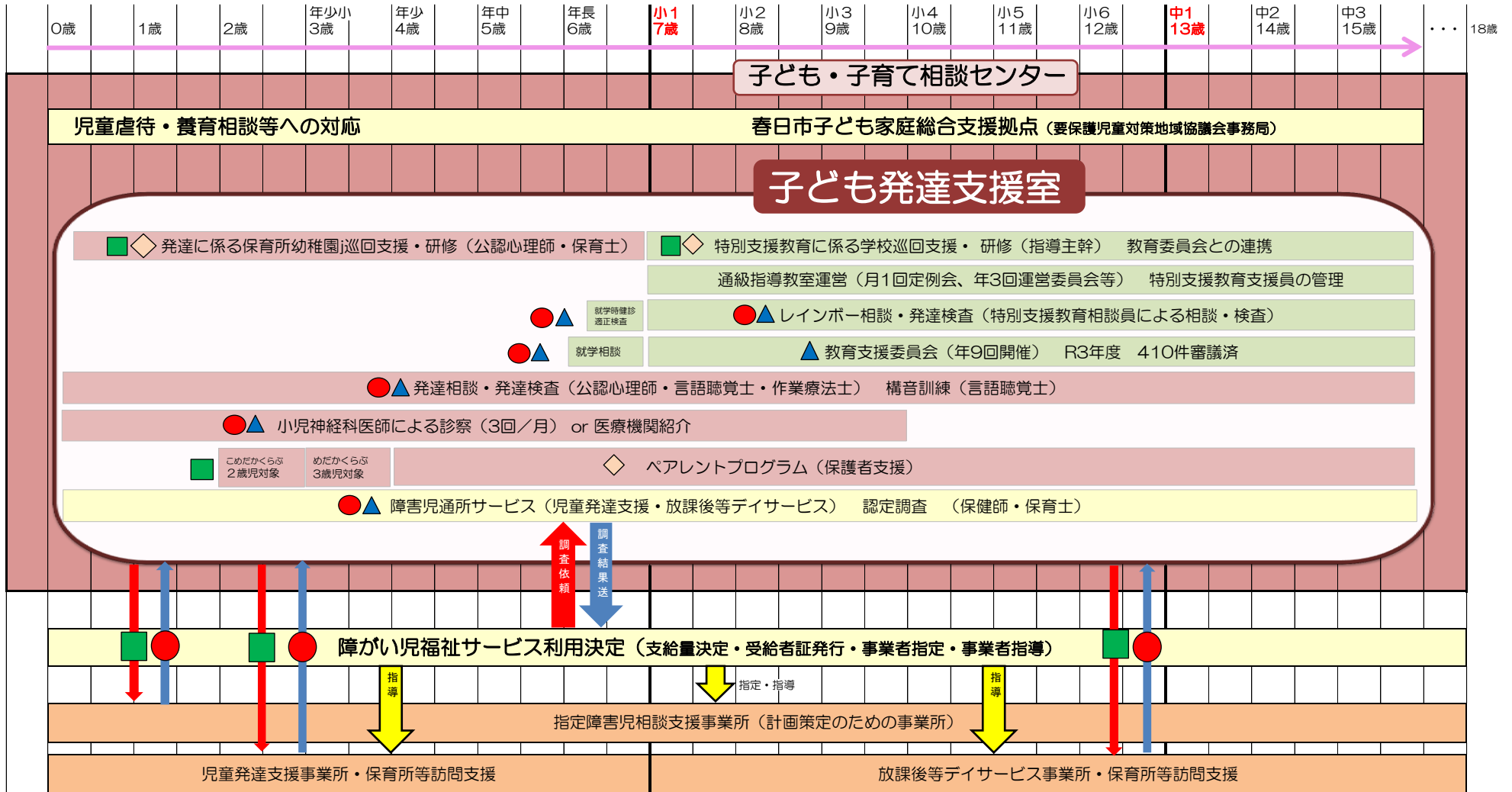
令和3年4月から開設しました
春日市子ども発達支援室

- 1 所管 春日市福祉支援部子育て支援課発達支援担当 〒816-0851 春日市昇町1丁目1-120 (いきいきプラザ内)
- 2 対象者 0歳から15歳までの春日市民 TEL: 092-588-5150 Mail: ko_sodan@city.kasuga.fukuoka.jp
- 3 相談方法 相談者が電話等で直接連絡し、相談日を予約する
- 4 相談内容 特別支援教育に関する場合、小中学校経由で、レインボー相談を申し込む
子どもの発達に関する相談、就学相談、児童福祉サービス利用相談等



教育 発達支援 福祉 事業所他

● 相談 ▲ 検査・判定 ■ 支援 ◆ 研修



【児童福祉における発達支援】

- ・市直営の児童発達支援事業所くれよんクラブのみを利用予定の乳幼児についても、原則、指定障害児相談支援事業所を紹介し、計画案を依頼する。
- ・子どもの特性に応じた事業所選定、計画策定ができるよう、市で把握した発達検査や相談結果、療育に対する保護者ニーズなどについて、保護者の同意があれば、情報提供可能。
- ・「特別支援教育」と「障害児通所支援」を効果的に実施するため、所属機関(保育所、幼稚園、小中学校)も含め、情報共有を図り、本人・家族を支援する環境を整備したい。

例) 不登校傾向の強い発達特性のある児童の放課後等デイサービスの利用や学校との関係構築、居場所の確保、介入のタイミング等の支援の方向性についての協議など。